

納税などの通知書をお送りします

5月から6月にかけて、納税（納入）通知書をお送りします。今月号の広報では、皆さんにご負担いただいている税についてお知らせします。

市民税・道民税

毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方は、所得額に応じて課税されます（課税されない方は※1を参照）。

▼税額の算出方法

【均等割額】

市民税3500円＋道民税1500円

※平成26年度から平成35年度までの間、防災に必要な財源を確保するため1000円（市民税500円、道民税500円）が加算されます。

【所得割額】

課税標準額（総所得金額－所得控除金額）×税率（10%）－税額控除額
 ※土地・建物の譲渡所得など所得の種類によっては、計算方法が異なります。

▼納入方法

給与所得の方は、原則6月から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます（特別徴収）。

事業を営む方などは6月30日（木）、8月31日（水）、10月31日（月）、翌年1月31日（火）の年4回、直接個人で納めます（普通徴収）。
 年金収入のある方は、年齢や年金額などにより、普通徴収または年金からの天引きとなります（選択制ではありません）。

また、昨年の4月3日から今年の4月2日までに65歳になった方は、年度の途中で年金からの天引きが始まりますので、それまでは普通徴収となります。

※給与と年金など、複数の収入がある方は、各収入ごとに納入方法が異なる場合があります。

ります。

☎ 381・1012
 詳細 市民税課市民税係

※1市民税・道民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない場合

- ①未成年の方、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ②扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が35万円以下の方
- ③扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円}以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

所得割がかからない場合

- ①扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が35万円以下の方
- ②扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円}以下の方

※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。

平成28年度 通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税	… 5月12日(木)
市民税・道民税（特別徴収）	… 5月13日(金)
市民税・道民税（普通徴収）	… 6月10日(金)
軽自動車税	… 5月12日(木)
国民健康保険税	… 6月10日(金)
介護保険料	… 6月10日(金)
後期高齢者医療保険料	… 6月10日(金)



固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産（事業用の機械・器具・備品など）を所有していて、次の台帳に登録または登録されている方に課税されます（都市計画税は土地、家屋が市街化区域内に所在する場合に課税）。

- 土地
 - 登記簿
 - 土地補充課税台帳
- 家屋
 - 登記簿
 - 家屋補充課税台帳
- 償却資産
 - 償却資産課税台帳

▼税額の算出方法

●固定資産税
課税標準額×税率（1.4%）

●都市計画税
課税標準額×税率（0.3%）

※課税標準額は土地、家屋、償却資産の評価額をもとに算出されます。

※市では固定資産の課税内容が分かるように、固定資産税・都市



計画税納税通知書に「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付しています。

▼納期
●年4回（5・7・9・12月）

固定資産税や都市計画税についてのしくみなどを説明したパンフレットを、5月12日（木）発送予定の納税通知書に同封します。

▼新築住宅の固定資産税の軽減切れ

平成24年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成22年。ただし長期優良住宅を除く）に新築された

住宅の固定資産税はこれまで軽減されてきましたが、軽減の期間が平成27年度で終了したため、今年度（平成28年度）から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されています。

【詳細】資産税課 ☎ 381-1404



市税は期限内に納めましょう

ご理解、ご協力をお願いします。

市税は、皆さんが安心して暮らせるよう、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源です。納期限までに納められない場合は「滞納」となり、延滞金も発生します。忘れずに納めましょう。



滞納すると？

定められた納期限までに納付がない方には督促状を発送します。その後も納付がない場合、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。

滞納処分

督促状や催告書を発送した後も未納が続く方には、強制的に滞納している税を徴収する「滞納処分」を行う場合もあります。滞納処分は、債権（預貯金・給与・生命保険など）のほか、不動産や動産（自動車など）の財産も対象となります。

相談はお早めに

今月から税目ごとに平成28年度の通知書が発送されます。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んでまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



【詳細】納税課 ☎ 381-1013

軽自動車税

毎年4月1日現在、市内で使用している原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を所有または使用している方に課税されます。普通乗用車と異なり、月割制度はありません。

5月12日(木)に発送する納税通知書は、車検の有無によらず車両1台ごとに発行します。納期限は5月31日(火)です。

▼**口座振替をご利用の方へ**
納付確認の後、口座振替済通知書と車検用納税証明書を

送付します(6月中旬予定)。

5月下旬から6月中旬までに車検の有効期間が満了となる車両をお持ちの方は、満了日の1か月前から車検を受けられますので、平成27年度車検用納税証明書(有効期限は平成28年5月30日(月))にて、早めの車検をお勧めします。5月31日(火)から車検用納税証明書が届くまでの間に、平成28年度車検用納税証明書が必要な方は、市民税課税関係にご連絡ください。

▼軽自動車税の減免

対象者	対象となる軽自動車
①重度の身体障がいまたは精神障がいがある方。※以下「身体障がい者など」と表記	左の方が所有し運転するもの
②重度の身体障がい者などと同一生計の方	左の方が所有し、当該身体障がい者などのために運転するもの(当該身体障がい者などが運転する場合を含む)
③重度の身体障がい者などのみの世帯の方	左の方が所有するもので、当該身体障がい者などのために常時介護する方が運転するもの
④右の軽自動車を所有する方	身体障がい者などの利用のための構造を持つもの



左上の表に該当する場合には減免制度があります(部位により対象となる障がいの等級が異なります。事前に電話などでご確認ください)。

●手続き

①交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など)、②運転免許証、③印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑不可)、④車検証、⑤本人確認書類など(※)をお持ちのうえ、5月31日(火)までに市役所10番窓口で手続きしてください(平成28年度納税通知書が届いてから申請される方は、納税する前に手続きを)。※平成28年度から減免申請書に「個人番号(マイナン

バー)の記載が加わり、本人確認書類等の提示などが必要となります。詳しくはお問

国民健康保険税

国民健康保険の加入者に負担していただく税金です。算出方法は下の表のとおりです。

▼軽減対象が広がります

表中の②均等割と③平等割は、世帯の所得などに応じて軽減されます(申請不要)。

5割軽減と2割軽減の対象となる所得の基準を引き上げますので、軽減の対象となる世帯が広がります。

▼課税限度額の引き上げ

医療分と後期高齢者支援金等分は1万円、介護分は2万円、それぞれ課税限度額を引き上げます。

▼忘れずに申告を

今年度の国民健康保険税は、前年中(平成27年1月1日~12月31日)の所得に基づき算定されます。国民健康保険税の納税義務者で、前年中は無収入だった方、収入が障害年金・遺族年金・雇用保険

い合わせください。
【詳細】市民税課税関係
☎ 381・1012

平成28年度 国民健康保険税の算出方法

【医療分】

- ①所得割：(前年所得 - 33万円) × 8.3%
- ②均等割：加入者1人につき2万4,000円
- ③平等割：1世帯につき2万5,500円
- ※①~③を合算した額で課税限度額は52万円。

【後期高齢者支援金等分】

- ①所得割：(前年所得 - 33万円) × 1.6%
- ②均等割：加入者1人につき5,000円
- ③平等割：1世帯につき5,500円
- ※①~③を合算した額で課税限度額は17万円。

【介護分】(40歳~64歳の被保険者)

- ①所得割：(前年所得 - 33万円) × 1.7%
- ②均等割：加入者1人につき8,800円
- ※①~②を合算した額で課税限度額は16万円。

の給付金などの非課税所得のみの方は、必ず申告をしてください。

申告を忘れた場合は、国民健康保険税の軽減の対象から外れるほか、高額療養費支給額や入院時食事療養費の減額などが正しい区分で判定されませんのでご注意ください。
※所得の種類や内容により申告先が異なります。

☎ 381・1028
〔詳細〕 国保年金課国保賦課係

減 解雇された方などの国保税の軽減

解雇や雇い止め、倒産などにより離職を余儀なくされた方は、申請により国保税が軽減されます。



▼対象となる方

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者（ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の方）。
※特例受給資格者（資格者証の右上に「特」と記載）、高齢受給資格者（資格者証の右

上に「高」と記載）は対象外です。

▼軽減額

対象者の前年の給与所得を30/100とみなして国保税を計算します。

▼軽減期間

離職した日の翌日の月分から翌年度末まで。雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。軽減期間内に国保資格に異動があった場合は、軽減が継続されない場合があります。

▼高額療養費

高額療養費などの所得区分がどの区分に当たるか判断する際、給与所得を30/100として判定します。

▼申請方法

①雇用保険受給資格者証、②印鑑（スタンプタイプの簡易印鑑不可）、③申請者の本人確認ができるもの、④個人番号（マイナンバー）がわかるものをお持ちのうえ、市役所6番窓口で手続きをしてください。

☎ 381・1028
〔詳細〕 国保年金課国保賦課係



10月から施設などの使用料・手数料が変わります

市では、「使用料・手数料の見直し方針（※）」により、原則として4年ごとに見直しを行い、負担の公平性を確保しています。

今回の見直しの結果、平成28年10月から、葬斎場、セラミックアートセンター、勤労者研修センターの使用料などを改定します。

●葬斎場：動物炉（収骨なし）の料金を新設します。（円）

区分		現行	改定後
動物炉	収骨あり	4,100	現行どおり
	収骨なし	—	500

※1体あたり

●セラミックアートセンター：各窯の使用料を増額改定します。（円）

区分	現行	改定後
ガス窯	41,000	49,000
電気窯Ⅰ	2,600	2,800
電気窯Ⅱ	5,100	5,600

※専用使用、本焼きの場合

このほか、建築確認等手数料などの各種手数料についても改定します。

〔詳細〕 財政課 ☎ 381-1010

●勤労者研修センター：各室の料金を増額改定します。（円）

区分	午前		午後		夜間		全日	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
研修室1	1,200	1,400	1,600	1,900	1,900	2,100	4,700	5,400
研修室2	2,400	3,000	3,200	3,800	3,900	4,100	9,500	10,900
研修室3	600	700	800	900	1,000	1,100	2,400	2,700
研修室4	500	600	700	900	800	900	2,000	2,400

※使用料・手数料の見直し方針

- 基本方針**
- ①受益者負担の原則と公平性の確保：施設を利用する方が使用料などを負担することで、利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保。
 - ②算定方法の明確化：使用料、手数料は原則として原価×負担割合により算定。また施設により負担割合が異なります（例：公民館、体育館など…50%。各種手数料、陶芸窯など…100%。図書館、児童館など…0%）。
 - ③新料金の適用時期：条例改正年度の翌年度10月（一部を除く）。

改定額の限度 算出した額と現行の額に著しい差が生じた時は、急激な値上げ緩和のため、改定額の限度を設定。

見直しサイクル 原則4年ごと。